

平成17年第6回臨時会
斑鳩町議会会議録

平成17年11月29日
午前10時10分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也
都市建設部長	藤本宗司	建設課長	堤和雄

観光産業課長	今西弘至	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	西田哲也	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 4. 議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 5. 議案第61号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 6. 報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程 7. 報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）
- 日程 8. 報告第13号 平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）の報告について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前10時10分 開会)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しています。よってこれより、平成17年第6回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

初めに、昨日逝去されました故森河昌之氏のご冥福をお祈りし、黙とうをしたいと思います。全員自宅の方をお向きになってご起立をお願いいたします。南の方でございませう。黙とう。

(黙とう)

○議長(中西和夫君) どうもありがとうございました。ご着席ください。

それでは、本日の会議を開きます。

まず、町長より招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 皆さん、おはようございます。

平成17年第6回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本来ならば、この本会議場に元気なお姿で出席されているはずの森河議員は、昨日の夕刻ご逝去されました。森河議員には、これからも町の発展のため議会人として頑張っていただけのもとの期待をしておりました。しかしながら、余りにも早くお亡くなりになりましたことは、私といたしましても痛恨のきわみであり、惜しみても余りあるものがあります。今はただご冥福をお祈り申し上げるばかりでございます。

さて、このたび町長選挙におきましては、皆様の温かいご支援により当選させていただきました。まことにありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。引き続き6期目の町政を担当させていただくことに当たり、その施政方針につきましては後刻所信表明として詳しく申し上げますが、私の基本姿勢は、すべての人が安心して暮らせる人にやさしいまちづくりの推進、一人ひとりの声を大切にする開かれた町政の推進、財政の健全化を進め、地方分権にふさわしい施策の推進を掲げ、職員ともども将来に夢と希望が持てるやさしいまち斑鳩の実現に向け、初心を忘れず誠心誠意努力する所存でありますので、議員皆様方のお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

このたびの臨時会は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてなど6議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本臨時会の会議録署名議員には、10番、吉川議員、11番、三木議員を指名いたします。両議員には、よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程5、議案第61号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程6、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程7、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）、日程8、報告第13号 平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）の報告について、以上6議案を一括上程いたします。

これより、本臨時会に付議されました6議案について、総括提案及び施政方針を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 本日は、町長選挙後初の町議会ということで、私の町政に対する所信を申し上げさせていただき、議員各位ならびに住民の皆さまのご理解とご協力を賜

りたいと思います。

私は、去る10月16日執行の町長選挙によりまして、議会をはじめ、住民の皆さま、関係各位からの力強いご支援と温かいご厚情を賜り、当選を果たすことができました。改めて深く感謝を申し上げます。

引き続き、6期目の町政を担う榮譽を与えていただき、今、その職責の重大さをあらためて痛感するとともに、人にやさしく、笑顔かがやく「斑鳩」の実現を図るべく、これからの4年間、私は、住民の皆さまにお約束した公約のひとつひとつに丁寧に取り組み、さらに山積するさまざまな行政課題の解決に向け、全身全霊をささげて取り組んでまいり覚悟であります。

さて、現在、わが国の社会・経済そのものが、国際化の進展にともなう産業の空洞化やバブル崩壊後の景気の長期低迷化などが絡みあって成長力が低下し、ひずみが生じており、そのひずみが財政、社会保障、医療、教育に至るまでの構造的な問題を引き起しています。

また、世界でも経験したことのない速さで少子高齢化が進み、来年、わが国の総人口はピークを迎え、いよいよ人口が減っていく人口減少社会に移ろうとしています。

このように社会構造が大きな転換期を迎えようとするなかで、今、自治体は何を求められているのでしょうか。

私は、自治体自身も新しい発想、仕組みのもとで、この転換期に対し柔軟かつ迅速に対応しうる新しい自治体経営が強く求められていると考えます。

地方分権をはじめ多くの分野で構造改革が進められ、自治体のあり方も根底から変わろうとしている今、その流れを的確に分析し、その流れの変化を冷静に読み取り、新しい生活文化と古くからの歴史・伝統文化が融合した本町の特性にあわせた行政運営を行っていくことが、私に課せられた責務であると考えております。

人々の意識や価値観が大きく転換・変容しつつあるなかにあって、すでに自治体では、行政の経営能力や行政サービスの「質」を競う時代を迎えたおります。そして、今まで以上に個性豊かで魅力的なまちづくりを進めることが必要とされています。

幸いに、本町は、未来に夢を抱くための素材をたくさんもっています。その一つひとつが住民の皆さんの幸せに反映されなければなりません。

私は、私たちのふるさと「斑鳩」をどこよりも魅力のある、そして住むことを誇りに思えるまちに築き上げてまいります。

次に、町政を進めるにあたっての基本姿勢について申し上げたいと思います。

第1は、すべての人々が安心してらせる「人にやさしいまちづくり」の推進であります。

人口減少社会へと大きく変換するなか、今後30年、50年後の私たちの暮らしを予測してまいりますと、私は、人が生まれ、育ち、教育を受け、どのような生きがいを持って働き、暮らし、余暇を過ごし、余生を送れるかが大きな課題であり、「人」が重要な意味を持つと考えます。そうしたことから、引き続き、今後の行政施策のあらゆる分野において、すべての人々が安心してらせる「人にやさしいまちづくり」を進めてまいります。

第2は、一人ひとりの声を大切にする「開かれた町政」の推進であります。

住民が主役となる町政を進めるには、積極的な情報の提供が必要であります。私は、透明度の高い行政を進めることによって、住民の理解と信頼を得ることができ、情報を互いに共有することによって、はじめて住民と行政協働のまちづくりが確立されていくものと考えます。

さらには、町民の皆さまの声に真剣に耳を傾け、町民の皆さまの声に真剣に受け止め、その声を町政に活かす、この不断の姿勢こそが町政をあくまで進めさせていただく者の基本であると考えておりますことから、一人ひとりの声を大切にする「開かれた町政」を進めてまいります。

第3は、財政の健全化をすすめ「地方分権の時代にふさわしい施策」の推進であります。

地方分権の時代においては、地域の主体的な創意工夫による「個性あるまちづくり」の展開が可能になります。

私は、こうした時代の流れを好機と捉え、本町の活力を高めながら、持続的に発展させていくため、自立のまちづくりに向けた取組みをすすめてまいります。

次に、「将来に夢と希望がもてる、人にやさしいまち・斑鳩」を実現する基本方針についてであります。

私は、これからの4年間の町政を進めるにあたって、次の6つを柱に町政を進めてまいります。

第1の柱は、「いきいきと学びあえる教育環境の充実」であります。

「人づくり」を基点に、あらゆる町の施策に教育という視点を盛り込み、学校、地域、

家庭そして行政が一体となって人が育ち、人が輝くまちづくりを進めてまいります。

第2の柱は、「誰もが健康で、温もりとやさしさを実感できる福祉の充実」であります。

住民がともに支えあい、住み慣れた地域や家庭で、誰もが健康で将来にも安心してくらせるまちづくりを進めてまいります。

第3の柱は、「快適でうるおいを実感できる都市基盤の整備」であります。

斑鳩のもつ自然環境や歴史的景観などを保全・活用し、斑鳩らしい風景や景観など地域特性を活かした個性的でうるおいのある、魅力あふれるまちづくりを進めてまいります。

第4の柱は、「環境にやさしく、やすらぎを実感できる生活環境の向上」であります。

人々が安全で快適な日常生活がおくれるよう、環境にやさしく、安全で災害に強いまちづくりを進めてまいります。

第5の柱は、「豊かな歴史的・文化的資源を生かした斑鳩らしさの創造」であります。

歴史と文化の宝庫として、その豊かな歴史的・文化的資源を活用し、「斑鳩」をどこよりも魅力のある、そして住むことを誇りに思えるまちに築き上げてまいります。

第6の柱は、「多様化する住民ニーズに的確に対応するため、行財政運営の効率化と健全化」であります。

厳しい局面を迎えつつある財政状況のなかにあつて、真に住民の求めている行政サービスの提供をしていくには、持続可能な財政基盤の確立と強化が必要であります。

すべての分野にわたり発想の転換を図り、住民参加を基本とした行政経営型の新しい行財政システムへの転換を進めてまいります。

次に、これら基本方針を実現するための具体的な取組みについて申し上げます。

第3次斑鳩町総合計画との整合を図り、次の7つの視点で「人にやさしいまち・斑鳩」をかたちにしてまいります。

第1の視点「地域づくり・人づくり」として、一人ひとりの生き方が尊重され、豊かな心とふれあいのあるまちづくりに取り組んでまいります。

「一人ひとりの生き方が尊重されるまち」では、平成21年度における本町における審議会等への女性委員の割合を目標30%に、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、事業所等への意識啓発の推進や、問題解決の糸口として、女性総合相談窓口を引き続き開設し、男女がお互いの人権を尊重し合いながら、その個性や能力を

社会のあらゆる場面で発揮できる男女共同参画社会を築いてまいります。

また、住民の皆さまが抱えている悩みや問題に応えるため、平成18年度から「無料法律相談」を月3回に充実してまいりたいと考えております。

さらには、子どもやお年寄りなどへの虐待の未然防止や早期発見に向け、関係機関と連携して、虐待防止のためのネットワークづくりを促進するとともに、情報化の進展によるプライバシーの侵害など新たな人権侵害に対する意識啓発にも力を入れてまいりたいと考えております。

「豊かな心とふれあいのあるまち」では、平成18年度中に情報化のメリットを最大限発揮し、行政の各分野への活用を進める「地域情報化計画」を策定し、暮らしと行政を身近にするための「電子自治体づくり」に取り組むとともに、時代の変化にともなう多様な住民ニーズに応え、地域における自立した住民活動を支援するため、自主的・主体的な住民活動を支援する「(仮称)公募型補助金制度」の検討を行い、平成19年度には創設してまいります。

また、町制60周年を記念した事業やふるさとウォークなどの開催を通して、地域への愛着、ふるさと意識を高めてまいりますほか、地域に残る民話や言い伝えなどの掘りおこしを行うなど、身近なところから、斑鳩を再発見してまいりたいと考えております。

第2の視点「保健・福祉・医療の充実」として、年齢の違いやハンディキャップの有無を問わず、誰もが健康で将来にも安心してくらするまちづくりに取り組んでまいります。

「誰もが安心してくらするまち」では、ご心配をおかけしております「(仮称)総合福祉会館」の建設についてであります。

現在、事業用地の確保に向け、最大限の努力をしているところでありますが、その総合福祉会館の建設にあたりましては、子どもからお年寄り、ハンディキャップのある人たち誰もが家庭や地域で安心してくらする地域福祉活動の拠点として整備を進めてまいります。

また、その整備にあたっては、町財政の状況を十分に勘案するなかで進めてまいりる所存であります。

さらには、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の見直しを本年度中に行い、時代の変化に対応し、真に必要な人に充実したサービスの提供を行っていくとともに、ハンディキャップのある人たちが安心して生活をおくりながら、社会参加と自己実現が果た

せるノーマライゼーションによる地域づくりを促進してまいります。

「親と子の笑顔がきらめきあうまち」では、引き続き、妊産婦相談・指導や新生児訪問、母子保健相談・指導の充実に努めてまいりますほか、「食」を通じた子どもの健全育成を促進してまいります。

また、平成21年度までに、子育てについての悩みや困りごとの相談、子育て中の保護者の仲間づくりの場として、「子育て支援施設」の設置や、マンパワーの拡充を図るため、子育てサポーター養成講座修了者の増員を図ってまいります。

保育園の運営につきましては、保育に関わる者の資質の向上や保護者とのコミュニケーションの充実、施設・設備の充実、給食・おやつ等への配慮など、さまざまな面において保育の質を高めてまいります。

「誰もが健康で、笑顔でくらせるまち」では、平成21年度までに基本健康診査受診率を目標50%に、健康相談・指導や生活習慣病予防教室の充実、健康づくりの促進、各種健康診査の実施など、きめ細かな事業を展開してまいります。

第3の視点「教育・文化の振興」として、次代を担う子どもたちが、斑鳩を誇りにし、豊かな感性や創造性、思いやりをもって成長できる教育を進めるとともに、長い年月をかけて培ってきた歴史文化を保全し、次の次代へ継承してまいります。

「豊かな感性や創造性を育む教育環境」では、近年、子どもたちの学力の低下を保護者の皆さまが心配されております。

教職員の資質向上を図り、「教育力」を高めるなど、子どもたちの学力向上のための施策を講じるほか、小中連携教育や総合学習の推進、クラブや部活動の充実など、子どもたちの笑顔がはじけ、「豊かな心」を育む教育を進めてまいります。

また、言葉を学び、未知の世界を知り、想像力を高め、感性を磨くことができる機会となる「子どもたちの読書活動」を推進するため、学校図書の実施を図ってまいります。

さらに、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開するため、平成18年度中に「学校評議員制度」を導入してまいりたいと考えております。

青少年の育成では、未来の本町を担っていく子どもたちは、社会全体の宝であります。

青少年の非行防止に取り組むとともに、交流・体験活動やボランティア活動などを通して、学校・保護者・地域・行政が一体となって、心豊かでたくましい青少年の育成、次代を担う若い指導者を養成してまいります。

豊かな心を育む生涯学習では、自らを磨く学習、生涯を通して楽しめるスポーツを推

進してまいります。

子どもからお年寄り、ハンディキャップのある人たち誰もが気軽に学習できるよう、平成21年度までに点字図書、大活字本の蔵書を現在の2倍に、図書館サービスを充実させますほか、斑鳩の地域特性を生かした手づくりの文化イベントを展開してまいります。

また、学校、すこやか斑鳩・スポーツセンター、町民プールなどにAED（自動体外式除細動器）を順次設置してまいりたいと考えております。

「歴史文化の保全・継承」では、歴史的・文化的遺産を守り伝えていく意識の醸成を図りますとともに、歴史を身近に感じられる環境づくりを進めてまいります。

新たな観光拠点として、貴重な文化的遺産である史跡藤ノ木古墳の整備を進めてまいりますほか、史跡中宮寺跡を活用し、遺跡を生かした歴史公園の整備に着手してまいります。

第4の視点「都市基盤の整備」として、個性的でうるおいのある、魅力あふれるまちづくりに取り組んでまいります。

「魅力ある都市空間」では、斑鳩の魅力的な玄関口として整備を進めていますJR法隆寺駅自由通路の新設に伴う駅舎の橋上化とバリアフリー化につきましては、平成18年度中の完成に向け、鋭意取り組んでまいりますとともに、都市拠点整備としてJR法隆寺駅周辺の整備につきましても、早期着手に向け、引き続き調整を進めてまいります。

また、いかるがパークウェイ全線の整備に向け、モデル区間のアンケート結果を活かしながら、さらには「いかるがパークウェイ推進協議会」のご協力を得ながら、国に強く働きかけてまいります。

「快適でうるおいのあるまち」では、町内道路の渋滞解消とゆとりある道路整備を進めるため、引き続き都市計画道路法隆寺線の整備に取り組んでまいりますほか、歩道の確保や段差の解消など、道路環境の整備を進めるとともに、安全で快適な道路機能を維持するため「道路パトロール」を強化してまいります。

また、富雄川、三代川改修計画の町内区域の早期改修に向けて、県に強く働きかけてまいりますとともに、緑豊かな自然環境を守り育てるため、里山（里地）の保全、河川浄化などに住民の皆さまが積極的に参加できる取組みを充実してまいります。

第5の視点「生活環境の整備」として、環境にやさしく、安全で災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

「環境にやさしいまち」では、循環型社会の形成に向け、平成21年度までに廃棄物等発生量を約5%削減、ビニールごみ排出量の80%を再資源化する目標を掲げ、ごみの減量化・資源化を推進してまいります。

また、環境マネジメントシステムの拡大に加え、積極的な自然エネルギーの利用を検討し、公共施設における環境負荷の低減を図ってまいります。

下水道事業につきましては、生活環境の改善や公共用水域の保全のため、計画的に公共下水道の整備を進めるとともに、水洗化を促進することにより、環境と共生したまちづくりを推進してまいります。

水道事業につきましては、より安全な水道水を供給するため、北部配水池の更新事業の検討を進めてまいりますとともに、利用者サービスの向上を図ってまいります。

「安心してらせるまち」では、西和消防組合との連携の強化や消防団・自衛消防団の活動を支援することにより、町内の消防力を強化してまいります。

また、木造住宅の耐震診断補助制度の創設を検討するほか、各避難所施設に仮設トイレ、発電機、照明器具等の防災備品を順次配置し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

防犯対策につきましては、安全・安心のまちづくりを推進するため、学校安全ボランティアの増員や「こども110番の家」「SOSネットワーク」の活動の推進、「子ども安全安心メール」の充実を図り、地域住民や警察などと協力して、地域に「安心の輪」を広げてまいります。

第6の視点「産業・観光の振興」として、斑鳩の地域特性を生かし、地域産業全体の活性化に取り組んでまいります。

「斑鳩の魅力を発信する観光」では、斑鳩の魅力を広く内外にPRできるよう、あらゆる機会を通して情報発信するとともに、JR法隆寺駅内に観光案内所を設置し、やさしい誘導、もてなしの心での観光案内を提供してまいります。

また、たくさんの人たちに斑鳩を訪れていただくため、平成21年度までにユニバーサルデザイン・外国語表記をした観光案内、カメラ付き携帯電話により交通アクセスや観光情報等が読み取れるQRコードを用いたサインの整備、観光駐車場の公衆トイレの改修に着手するなど、斑鳩の里を訪れる方々が気持ちよく散策できるよう努力してまいります。

さらに、日本「木造の世界遺産」市町村連絡協議会などとの連携を強化し、外国人観

光客の誘致にも努めてまいります。

「活力あふれる産業」では、営農組織の育成や農地流動化の推進、担い手バンク制度の活用促進などにより、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の解消・活用を図るほか、適地適作による多種多様な品種の栽培、販路拡大を進め、都市近郊型農業の振興に努めてまいります。

さらに、消費者との交流や学校教育、観光などの分野との連携を進め、「地産地消」を推進するとともに、商工会、農協や観光協会などと連携して、斑鳩ブランド、斑鳩オリジナルなどの商品開発を進め、地域産業の活性化を促進してまいります。

第7の視点「行財政改革と住民参画」として、信頼できる、納得できる「行政」を実現してまいります。

「効率的な行政運営」では、行政組織機構の見直しや指定管理者制度、費用対効果を見極めた外部委託の積極的な導入を通して、職員数の削減を図るなど、組織のスリム化を進めてまいりますほか、職員の能力開発と意欲向上を図り、職員の行政経営能力を高めるため、その能力と実績を適正に評価する「人事評価制度」を導入してまいりたいと考えております。

また、行政運営の改革を推し進めていくため、平成18年度において第3次斑鳩町行政改革の後期実施計画（平成19年度～平成22年度）を策定し、その実行に全力を注いでまいります。

「財政の健全化」では、持続可能な財政構造への転換に向け、「財政健全化検討住民会議」からご提言をいただきました中間報告の内容につきましては、議会にも十分にご相談を申し上げながら、可能なものから積極的に平成18年度予算編成に反映させてまいりたいと考えており、また、最終報告の内容を踏まえた「財政健全化計画」の策定にも取り組んでまいります。

住民のまちづくりへの参加意識の高揚を財政面から図るため、また、資金調達方法の多様化の観点から、町債の資金調達につきましては、本年度から新たにミニ市場公募債の発行を考えております。なお、本年度につきましては、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る資金についての発行を予定しております。

「知恵と力を出し合うまち」では、住民の行政に対するニーズも多様化し増大する傾向にあり、行政だけでそのニーズを満たすには難しい状況となっております。

住民満足度の高い行政サービスを実現するために、住民と行政がそれぞれ自主的にま

ちづくり活動を行い、相互にパートナーとして連携し、役割を分担しながらまちづくりを行う、住民活動と行政の協働・支援のための基本方針を策定してまいります。

「住民の皆さんを温かく迎えるさわやかな役所」では、住民の皆さまに信頼され、行政の質を高めるため、町広報紙、町ホームページを通して、わかりやすく町政情報をお届けさせていただきますとともに、「住民満足度調査」を実施し、行政サービスの向上を図ってまいります。

さらには、ワンストップサービスが提供できる総合窓口を設置してまいりますとともに、住民票等自動交付機取扱い時間の延長も検討し、窓口サービスの充実に努めてまいりますと考えております。

以上、町政運営の基本方針と具体策について申し述べさせていただきました。

これからは自治体間の競争の時代がはじまります。このようなときこそ真に市町村の力量が試される重要な場面であると深く認識しております。

こうしたことを念頭に、私は、職員と一体となって、人にやさしく、笑顔かがやく「斑鳩」の実現に全力を尽くす決意であります。

議員各位、住民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

続きまして、提出議案であります。

それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

はじめに、議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職の職員の給与に関する法律が、去る11月7日に公布されたところであり、この改正に準じて、町議会議員の期末手当の支給率を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第59号と同様に、特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、町長、助役、収入役の期末手当の支給率を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第61号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成17年度の人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定に係る一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、去る11月7日に公布されたところであり、当町職員の給与についても、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、基本給で平均0.36%の引き下げと、扶養手当のうち配偶者に係る支給月額を1万3,500円から1万3,000円へ引き下げを行い、また、勤勉手当の支給月数については、0.05月の引き上げを行うものであります。

また、今回の改正につきましては、平成17年4月1日に遡り、給料等の引き下げ分について遡及し、12月期の期末手当で調整することになっております。

次に、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

衛生処理場職員がごみ収集の際、民間駐車場のフェンスに収集車を接触させ、破損させた事故に対しまして損害賠償を行ったものであります。

その損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成17年9月26日に専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）であります。

内容といたしましては、先の報告第11号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償にかかります保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億9,627万5,000円とすることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成17年9月26日に専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第13号 平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）の報告についてであります。

今回の事業計画の変更につきましては、（仮称）文化財保存活用センター整備事業用地の取得について追加を行うものであります。

まず、事業計画の変更の内容についてご説明いたします前に、この（仮称）文化財保存活用センター整備事業についてご説明申し上げます。

奈良地方法務局斑鳩出張所が、来春、奈良地方法務局に統合されることになり、国とも協議いたしましたところ、出張所庁舎の払い下げについて内諾を得ることができましたので、来年度に払い下げを受け、史跡藤ノ木古墳等の学習施設・体験の場として活用を図ってまいりたいと考えております。なお、敷地につきましては、生駒郡4町の共有名義となっており、この土地を斑鳩町が譲り受けることにつきまして、三郷町、平群町及び安堵町のご理解とご了承を得られましたので、出張所建物とあわせまして来年度に用地取得し、公社で先行買収いたします土地と併せた用地を利用いたしまして、平成20年度には施設整備を行ってまいりたいと考えております。

斑鳩町土地開発公社事業計画の変更についてであります。先ほど少し触れましたが、今般、法務局斑鳩出張所に隣接する土地所有者が土地処分の意向を示されておりますことから、この土地を取得いたしまして、史跡藤ノ木古墳の学習施設として、法務局敷地とあわせて整備をしてまいりたいと考えております。取得予定面積は578平方メートル、取得事業費は3,848万6,000円であります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

お諮りいたします。

日程3、議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程5、議案第61号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3議案について、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第59号、議案第60号、議案第61号については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、議案第59号、議案第60号、議案第61号、順次ご説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第59号からご説明申し上げます。

議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

今回の当条例の改正につきましては、議員皆様の期末手当の支給率を0.05月引き上げる内容の改正でございます。

国において、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が本年11月7日に公布され、内閣総理大臣等の国の特別職に係る期末手当の支給率が、年間3.3月から3.35月に0.05月引き上げる改正がされました。その理由といたしましては、一般職の国家公務員の人事院勧告によります給与改定に伴い、本年4月からの官民の均衡を図るため特別職の職員についても引き上げの改定をするものでございます。

そこで、当町における特別職の期末手当の支給率につきましては、この法律に準じてきておるところから、当条例におきまして、議会議員皆様の期末手当の支給率につきまして、国の特別職の期末手当の支給率に準じる改正を行うものでございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第59号

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年11月29日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明申し上げます。最後のページをお開きいただきたいと思います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第114号）が、平成17年11月7日に公布されたことに伴い、この改正に準じて、斑鳩町議会議

員の12月期の期末手当の支給割合を、現行の1.7月から1.75月に0.05月引き上げ、平成18年度から期末手当の支給率を下記のとおり、6月期には現行のままの1.6月、12月期は現行の1.7月を1.75月に、合計を現行の3.3月を3.35月に改正を行おうとするものでございます。

なお、改正条例及び新旧対照表の説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、この条例の改正時期についてでございますが、1ページ目の改正案の付則において、施行期日は、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときはその日でございますが、から施行するをいたしてあり、12月期の期末手当につきましては、12月1日が基準日でございますから、この条例改正を12月1日までにを行う必要がございます。

このことから、議長をはじめ議員皆様方の温かいご配慮を賜り、この国の給与法改正に関連いたします当町の条例改正につきまして審議をしていただくため、本日の臨時議会を開会していただくことになりました。

本日の臨時議会には、当条例のほか、常勤の特別職に係ります期末手当の支給率を引き上げる改正を内容といたしました特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、並びに人事院勧告に基づきます一般職の職員の給与改正を内容といたしました斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する給与関係議案につきまして、以降上程してまいりますので、よろしくご審議お願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

続きまして、議案第60号につきましてご説明を申し上げたいと思っております。

議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

さきの特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例と同様に、国において特別職の職員の給与に関する法律等の一部が改正され、その中で、期末手当の支給率も年間3.3月から3.35月に0.05月引き上げる改正がなされました。当町における町長、助役、収入役の特別職の期末手当の支給率につきましても、この法律に準じてきていることから、当条例におきましても国の特別職の期末手当の支給率に準じた改正を行うものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第60号

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年11月29日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明を申し上げます。最後のページをお開き願いたいと思います。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の要旨でございます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第114号）が、平成17年11月7日に公布されたことに伴い、この改正に準じて、12月期の期末手当の支給割合を、現行の1.7月から1.75月に0.05月引き上げ、平成18年度から期末手当の支給率を下記のとおり、6月期につきましては現行のままの1.6月、12月期につきましては現行の1.7月を1.75月に、合計を現行の3.3月から3.35月とする改正を行うものでございます。

改正条例及び新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではありますが、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第61号についてご説明を申し上げます。

議案第61号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

国家公務員の一般職の職員の給与に関する人事院勧告が、本年8月15日に行われました。平成17年度の人事院勧告の骨子といたしましては、1つに、平成17年度の給与改定についての内容、2つ目には、平成18年度から実施される給与構造の抜本的な改革についてでございます。その後、国の動きといたしましては、9月28日に国家公務員の給与改正について人事院勧告どおり実施することが閣議決定され、10月28日に国家公務員の給与改正法案が可決、成立し、11月7日に公布されたところでございます。

また、奈良県においては、10月6日に奈良県人事委員会が、地方公務員法に基づく

奈良県職員の給与等について改定を講ずる必要があるという報告及び勧告を行われたところでございます。

このような国、県の改正を受けまして、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。この改正は、冒頭にも申し上げましたように、平成17年度の人事院勧告は、1つは平成17年12月から改正されます部分、もう1つは平成18年4月1日から改正される部分と2つの勧告がございますが、本日上程する議案につきましては、1つ目の平成17年12月1日から改正されます部分を上程するものでございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第61号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年11月29日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明を申し上げます。最後のページをお開きいただきたいと思います。

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

平成17年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、去る8月15日に行われ、9月28日には国家公務員の給与改定をこの勧告どおりに実施する旨の閣議決定がなされ、また、今臨時国会において国家公務員の給与改正法案が、10月28日に可決成立し、11月7日に公布され、12月1日から施行されるところでございます。

このことから、当町職員の給与改定も、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものでございますが、今回の当条例の改正につきましては、公務員の給与水準を民間水準にまで引き下げる内容の改正でありまして、その概要は下記のとおりでございます。

1つ目の給料表の改定でございますが、平均改定率はマイナスの0.36%でございます。

2つ目の扶養手当でございますが、配偶者に係る支給額を引き下げることによって、

現行の1万3,500円を1万3,000円とするものでございます。

3番目の勤勉手当の引き上げでございます。本年度12月期の勤勉手当の引き上げ、0.05月でございます。一般職におきましては、0.7月から0.75月、再任用の職員につきましては、0.35月から0.40月、それぞれ0.05月を引き上げるものでございます。平成18年度の年間支給月数の引き上げにつきましては、0.05月を引き上げるものでございます。そうしたことで、一般職につきましては、18年度は、1.4月から1.45月、再任用職員につきましては、0.7月から0.75月と、それぞれ0.05月上げるものでございます。勤勉手当の支給割合の改定につきましては、下記の表のとおりでございます。

4番目の年間給与での引き下げ分の調整でございます。平成17年4月から11月までの月例給の引き下げ改定に係る給与についての実質的な均衡を図るため、12月期の期末手当による調整措置を実施するものでございます。

5番目の改定時期につきましては、公布の日の属する翌月の初日から実施ということで、公布の日が月の初日である場合はその日ということでございます。

なお、職員労働組合との協議でございますが、去る11月14日に交渉を行っております。組合側につきましては、今回の給与を引き下げる内容の改正について、給与条例施行後の減額については理解をするが、12月期の期末手当において、平成17年4月から11月までの8カ月分の引き下げに係る給与相当分についての遡及調整を行うことについては容認しがたいということでございました。しかし、近隣市町村のほとんどが当町と同じく12月の期末手当で調整も行うことといたしておりまして、組合側も、県や近隣市町村の給与改定状況は把握している中、自治労の統一統一要求でもあり、容認出来ないということでございましたが、この条例が施行されましても、斑鳩町の職員組合としては、抗議行動の予定はしてないということも聞いておるところでございます。

また、今回の給与条例改正に係る予算でございますが、一般会計ベースでは、給料で81万1,000円の減額、扶養手当では12万8,000円の減額、期末手当での格差の調整で300万4,000円の減額、勤勉手当で339万2,000円の増額、議会議員、三役の特別職を合せた期末手当につきましては46万3,000円の増額、その他で4万9,000円の減額となり、人事院勧告の平成17年度分の合計につきましては約13万7,000円の減額と、総額ではマイナスとなりますことから、現計予算の執行に影響を及ぼさないということから、今回の給与条例改正に係ります補正予算に

つきましては行わないということにいたしております。例年12月の定例議会におきまして人件費の補正予算をお願いいたしておりますが、この時に、平成17年4月1日以降に行いました人事異動による補正とあわせまして、今回の給与条例改正に係ります補正もお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

改正条例及び新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上、3議案ともよろしくご承認いただきますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりました。議案第59号、議案第60号、議案第61号について質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長の説明で、最後数字を少し言っていたたとは思いますが、もう一度正確なところで、59号ではプラス幾らなのか、60号ではプラス幾らなのか、そして61号で、一般職の方ではマイナスが幾らになるのか。そのところをきちっと、数字それぞれの議案について教えていただきたいと思います。ただし、議案第61号につきましては、ここの改正の中には教育長の分が入っていると思いますので、教育長の分でプラスになって一般職の分がマイナスになるというふうなことになると思うんですね、この61号では。そのところもあわせてお願いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、非常勤の特別職の関係の59号の関係につきましては、議員の15人の方の関係で31万8,710円。それと、常勤の特別職の関係で14万5,000円の増でございます。それぞれ増でございます。それと、一般職の関係につきましては、60万1,433円の減ということになるわけでございます。そうした中で、教育長の関係につきましては、扶養手当と勤勉手当の増を差し引きいたしまして3万円の増ということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私、この件を調べておきまして、特別職の報酬を減額するといった時には、三役の分とプラス教育長の分、別立てで減額について出てまいりましたけれども、今回のこの期末手当に関する件につきましては、教育長として独立してなか

ったので、勉強不足でしたので、例規集を調べさせていただきました。教育長は一般職に準ずるとなっておりますので、この一般職の議案の中に教育長が含まれているという認識を私自身も再確認をさせていただいたところでございますが、それとあわせて、臨時職員ですね、常勤の臨時職員に関しまして、斑鳩町では勤勉手当を支給している職種があると思います。この件につきまして、臨時職員については要綱が用いられておりますので、我々の方にはちょっとわかりにくい、条例ではないのでね、要綱ですのでよくわからないんですが、この臨時職員についてはどのような考え方をもちにしているのかをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 臨時職員の関係につきましては、勤勉手当の支給につきましては年間3カ月ということになっております。これにつきましては、来年度、18年度からそれにあわせて調整をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そしたら、臨時職員については17年度ではさわらないと。18年度からまた見直しをかけるんだということで理解をさせていただきました。

それと、一般職の分なんですけれども、6月期に期末勤勉手当が支給されていると思いますが、それも本給に掛けますので、その掛け率ですね、ということは、6月に支払われた期末勤勉手当からも今回遡及をしてマイナス分を戻してもらおうと、払い過ぎてたと、戻してくださいというわけなんですよね。その時に、今、年金等の共済の掛け率が、期末手当などからも、一定の掛け率になりまして、今までは期末勤勉手当からはそういった共済関係余り高額に引かれてなかったんですが、最近では一定の掛け率で掛けて、期末勤勉手当からのそれら共済への掛け金が高くなっていると思うんですね。ですから、その共済にも、支給金額が変わったら、その金額掛ける幾らということで共済の掛け金になりますから、そこら辺の整理はどのようになっているのか、ちょっと細かいところまで及んで申しわけないんですが、少し気になりますので教えていただきたい。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまの関係につきましては、共済組合の方からは、調整にかかります分についても返ってこないといいますが、調整はしないでそのままいくというようなことになっておるということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君）　　そうですね。払い過ぎているから返せと。それで、その上、一たん払った金額の、はい、掛ける0. 何ぼですよというて共済の掛け金取っというて、お金だけ返せというて、共済いうたら職員さん払い過ぎていることになるのにそこは調整せえへんというてね、何かすごく矛盾を私自身は感じているんです、そういうところにもね。だから、そのこともきちっとお尋ねをしたかったわけなんですけれども、やっぱり、そりゃなかなか職員さんたちもその辺も矛盾を感じるやろうし、私らが聞いてても、8カ月もさかのぼって返せというておいて、それで期末手当から共済結構掛け金取られるわけですけど、それは調整しませんよって、結構ひどい話やなと思ってるわけなんですけれども、そここのところを少し私自身は確認をしておきたかったということで、意見として言わせていただきました。

○議長（中西和夫君）　　ほか、ございませんか。これをもって3議案についての質疑を終結いたします。

これより順序に従い議事を進めてまいります。

議案第59号について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対をする議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君）　　議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の改正で、これがこのまま準拠されますと、議会費の中で31万8,000円という増額補正というふうな形になると思います。私たち議会では、今後政府の動きや色々法律が変わったり制度が変わったりする中、議員の責務、能力の向上、こういったものを目指しながら、議員の身分や地位というものがどうあるべきなのか考えていかなければならないと思いますし、今まさに議会の中でも、今後の議会というものを色々な方面から議論をしているところではございます。議員の報酬につきましても、この報酬がどうあるべきなのかというのは、今後の議論にあるところだというふうに考えております。

けれども、今回のこの改正では、やはり突然、今住民会議の中でも色々議論が行われ、議会の中でも議論が行われている最中でありながら、こういうふうに期末手当を増額するというふうな人事院の勧告にしましては、私はやはり今回は見送るべきではないか。17年度については17年度の当初予算どおり執行していただくのが本来ではないか。

そして、この人勧の適用につきましては、18年度から、今まさに色々議論をしておりますので、準拠していただきたいというふうに考えました。この議案第59号については、反対をさせていただきたいというふうに考えております。どうか議員皆様のご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を申し上げます。

今日、社会経済情勢が大きく変化していく中、民間企業では、人事・賃金制度の改革に取り組んでおり、その成果もあり、昨年冬以降景気低迷の脱却を機に賃金改善がされつつある状況であると思われまます。

このような社会経済情勢の中、今年度の国家公務員の一般職の職員の給与改定に係る人事院勧告では、公務員の給与はわずかに引き下げるものの、特別給を0.05月分引き上げる内容となっております。これを受け、国の特別職においても、特別職の職員の給与に関する法律が改正され、内閣総理大臣等の国の特別職の給料等や期末手当の改正が行われたところであります。

このような背景の中、ただいまの反対者の意見にもありました議員の報酬についても、今後の議論に対しても、議員自らの確に受け止めまして、また特別職の報酬の改定については、特別職報酬等審議会の審議及び答申に委ねてきている経緯があるものの、特別給である期末手当の支給率の改定については、今日まで国の特別職の職員の給与に関する法律に準拠するという方針に基づき、国の特別職の期末手当の支給率の改定にあわせてその都度改正を行ってきているところであり、また民間企業の賃金等を反映させた一般職の国家公務員に対する人事院勧告においては、一般職に支給されている勤勉手当を0.05月分引き上げるという勧告がされていることから、今回のこの条例の一部改正であります期末手当の0.05月分の引き上げについては、やむを得ない措置と考えるところであります。

このようなことから、私は賛成を表すものであります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

議案第59号について、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第59号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第60号についてこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

特別職の皆さんにおかれましては、今後の単独町制の中、自ら報酬の減額を申し出られました17年度のスタートであったと思います。私ども議会も、それに賛同をさせていただき、特別職の皆様方の意思を尊重させていただいた経過がございましたけれども、今回のこの条例改正につきましては、先ほどの非常勤の特別職と同じで、ただ今度の期末手当が増額になるというものでございます。ただいま財政健全化検討住民会議の中で、色々この報酬について議論のあるところでございますし、先ほどの討論者もおっしゃっておりましたが、今後やはり特別職の報酬審議会の方の議論も待たれるところでございます。

そういった中で、先ほどと同じように、今まさにそういう議論のある中で、ただ増額となるだけのこういった条例改正というものについては、私はいかがなものかと。せっかく特別職の皆さん方も減額をされて頑張っておられるという状況とも意を反するのではないかというふうに考えます。この期末手当の0.05%増という点につきましては、平成17年度は見送り、18年度から適用していく、準拠していくというのが望ましいのではないかというふうに私は考えて反対の意見とさせていただきます。どうか議員皆様のご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） それでは、議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与及び

旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

これにつきましては、さきの議案第59号の議案とほぼ同じといたしますか、よく似た意見になりますけれども、まず本年に特別職の職員の給与に関する法律が改正されまして、国の特別職の給料や期末手当の支給率の改正が行われたこと、また今年の人事院勧告では、一般職の国家公務員の給与は引き下げるものの、特別給は0.05月分引き上げる内容となっております。

このようなことから、今回の特別給であります期末手当の0.05月分引き上げる支給率の改正につきましては、1つには、平成17年度から当分の間は、町長を10%、助役7%、収入役5%の支給カットを行われているところであること。2つには、今日まで国の特別職の職員の給与に関する法律に準拠する方針に基づき、国の特別職の期末手当の支給率の改定にあわせて同じように改正を行っているところであること。また、3つには、一般職の職員に支給されております勤勉手当が0.05月分引き上げるという人事院勧告がなされていることなど、これらのことから、三役への期末手当の0.05月分の引き上げることにつきましては、民間企業の給与等を反映した、また国に準拠した妥当な措置であると考えております。

よって、私はこの条例改正に賛成を表すものでございます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

議案第60号について、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第60号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第61号についてこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 議案第61号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、2年前にも私は同じ理由で反対をした経過がございますが、4月に8カ月間もさかのぼって一旦職員に支払われたものを返せという、非常に理不尽な、どう考えても様々な契約法上おかしいのではないかという措置がこの人事院勧告ではとられるという

ことについて、以前から私自身は納得をいたしておりません。

しかも、先ほど質問をさせていただきましたけれども、今は共済の掛け金、期末勤勉手当から大きな掛け率で共済の掛け金が取られるわけなんです、もとの金額が変わっても掛けた共済の掛け金については変更はされない、そのまま多く職員の方は払うという形になるという非常に、まさにさらなる矛盾を感じる内容というふうに私は思っております。

一旦支払ったものを返せというのは、本人に重大な問題があったり、疑惑があったり、何か本当に返していただかないといけない理由が生じた時のみ、通常は返せというふうになるのだと思います。けれども、斑鳩町の職員の皆さん、一生懸命働いていただいているのに、8カ月もさかのぼって返せというこういうやり方、これについては、私はもともとの人事院勧告のやり方にも問題があるというふうには認識をしておりますけれども、やはり決定をした時から準拠をするというのが本来のやり方ではないか。これは、ずっと私自身が感じておる問題ですので、これについてはやはり納得をしかねる。さらには、特別職の方で増になっているにもかかわらず一般職の方がマイナスになるという、このことについても私自身も納得がしがたいというふうに考えております。

今後、こういった人事院勧告の措置につきましても、この遡及という問題については、全国でも色々裁判も行われたりしているところではございますが、この準拠の仕方についてまたさらに考えていかなければならない問題であるというふうに考えておりますが、とにかく今回の議案第61号につきましても、この遡及に関しまして、私自身は容認することが出来ないという立場から反対をさせていただきます。

さらには、私自身勉強不足でしたけれども、教育長の手当がこの一般職の職員の給与に関する条例の方に準じるということにつきましても、この件につきましても、今後このままでいいのかどうかという問題についても少し勉強をしたいということをつけ加えまして、私の反対討論とさせていただきます。議員皆様のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 議案第61号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成する立場から意見を申し上げます。

今日の社会経済情勢は、勤労者所得や個人消費の長期低迷時期から脱却し、徐々に景

気回復に向けて動き始めてきている状況であると認識しています。そのような中、民間企業においては、今日まで経営改善などに取り組み、様々な経営努力が今後も継続的になされるであろうと感じているところであります。

また、近年の民間企業の従業員の賃金については、昨年までの厳しい経営環境を反映して、給与抑制措置を講じられてきておられましたが、昨年の冬以降の景気低迷の脱却を機に賃金改善がなされつつある状況であると思われまます。

このような社会経済情勢を受け、ことしの人事院勧告においては、公務員の給与は民間賃金を上回っていると報告されるものの、特別給は民間企業が公務員の特別給より上回っているとの報告内容となっております。

このような社会状況や人事院勧告の中で、今回の一般職の職員の給与条例の一部改正については、基本給の0.36%を引き下げ、扶養手当の引き下げはあるものの、民間企業における特別給の好調な支給状況を反映して、勤勉手当は0.05月分を引き上げる内容であり、それでも職員の年間の平均給与は定期昇給がなかった場合には減額となり、また4月に遡及して年間の給与を調整するという改正内容であります。このことは国家公務員及び奈良県の職員との給与の調整を図っていることであり、総じて県下の公務員全体において同じレベルの改正であることから、民間企業の賃金の動向に照らし合わせると妥当な措置と考えるところであります。

このようなことから、今回の措置を講じられることは、社会一般の情勢に適応した措置であると認識するものであり、今回の条例改正には賛成を表するものであります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

議案第61号について、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第61号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、日程6、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程7、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の2議案は、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により決定された

町長専決処分の報告であります。

よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とし、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) それでは、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)並びに報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)でございます。

議案書を朗読いたします。

報告第11号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成17年11月29日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読いたします。

斑専第8号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成17年9月26日

斑鳩町長 小城利重

裏面の損害賠償の額の決定についてでございます。

斑鳩町阿波2丁目14番34号先において、斑鳩町ごみ収集車が駐車場フェンスに接触した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 14万1,750円
2. 損害賠償の相手方 生駒郡三郷町勢野西2丁目1番12号
 豊澤 清

本議案についてでございますが、平成17年8月15日午前8時30分ごろ、衛生処理場の職員が、不燃ごみ収集のためごみ収集車で阿波2丁目地内の道路を走行をいたしておりましたところ、対向車両と遭遇をいたしました。しかし、当該道路は幅員が狭く、対向することが難しいことから、対向出来る道路幅員のところまで収集車を後退させようとしたところでございますが、その際に後方の確認が不十分でありましたことから、車両後部右側で、駐車場に施してありますネットフェンスに接触をし破損をさせてしまったところでございます。

このことから、駐車場敷地の所有者と、現状に復旧する修理にかかる費用を町が負担をするということで、平成17年9月26日に示談が成立をいたしましたことから、同日付で損害賠償の額の決定につきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第12号の議会の委任による町長専決処分の報告について（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）についてご説明を申し上げます。

議案書を朗読いたします。

報告第12号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成17年11月29日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読いたします。

斑専第9号

専決処分書

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成17年9月26日

斑鳩町長 小城利重

本議案につきましては、先ほど報告第11号でご説明を申し上げましたように、事故に係ります示談が成立をいたしました。損害賠償の額も決定をいたしましたことから、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明を申し上げます。4ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございます。第20款諸収入、第4目雑入におきまして、補正前の額2,953万6,000円に対しまして、14万2,000円の増額補正をお願いし、合計2,967万8,000円とするものでございます。この歳入につきましては、全国自治協会町村有自動車損害共済から受け入れを行うものでございます。

続きまして、5ページの歳出の項でございます。第4款衛生費、第2項清掃費の第1目清掃総務費におきまして、補正前の額1,823万5,000円に対しまして、14万2,000円の増額補正をお願いし、損害を与えました所有者に支払いをさせていただいたものでございます。

では、補正予算書の1ページにお戻りをいただきたいと思います。

補正予算書を朗読いたします。

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億9,627万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年9月26日 専決

斑鳩町長 小 城 利 重

なお、事故を起こしました当該職員につきましては、後日、車両の運転に際しましては当然のことながら、道路交通法規の遵守並びに前後左右を十分に確認する中で運転を行うようにということで嚴重注意を行ったところでもございます。

以上、簡単ではございますが、報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）並びに報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） この事故につきましては、以前にも出てきた時に、その体制について少し心配があったのでお聞きをさせていただいたんですけども、今回その事故を起こした時、回収に回っていただいていた体制、何人で回っておられたのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この時、当該事故を起こしました時には、車両に乗車をいたしておりましたのは1人ということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでしたら、普段の体制として回収は1人で回っているのか、それとも2人とか3人の体制で回っているのか、その点はどうでしょう。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 原則といたしまして、3人体制で収集業務に携わっております。1班を3人体制で、収集業務につきましては5班体制ということで編成をいたしております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでしたら、なぜ当日1人になってしまっているのかというところで、やはりその体制の心配というのはその点にあるんですけども、やはりああいうふうに大きい車ですから、なかなか1人の方に嚴重注意を与えたといつてそれで事故が防げるのかという点で言いますと、やはり体制をしっかりとっていただかないと、

後方確認にもう1人ついてバックをするという体制がとれていたら、そういう事故も起こらなかったのではないかと。また、今回は器物破損という形で終わってますけども、これがまた人身事故等につながったら、やはり取り返しのつかないことになってしまいますので、そういった点は十分注意していただきまして、安全の面で再度体制確認もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） ほかにございませぬか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第11号については、報告どおり了承することにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第11号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）は、満場一致で了承いたしました。

続ひてお諮りいたします。報告第12号については、報告どおり了承することにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）は、満場一致で了承いたしました。

続ひて、日程8、報告第13号 平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第13号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第13号

平成17年度斑鳩町土地開発公社
事業計画の変更（第1号）の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成17年11月29日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成17年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算書（第1号）のまず10ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、処分事業でございますが、これにつきましては変更はございません。

11ページ、取得事業でございます。（仮称）文化財保存活用センター整備事業用地取得といたしまして、3,848万6,000円を追加するものでございます。これは、提出議案の説明にもございましたように、来年度奈良地方法務局斑鳩出張所の建物の払い下げを受け、史跡藤ノ木古墳等の学習施設、体験の場としての活用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

（仮称）文化財保存活用センターの用地でございますが、生駒郡4町の共有地となっております法務局敷地、これにつきましては、来年度、平群町、三郷町、安堵町から取得するといたしますと共に、本年度に東側隣接地を公社で先行取得いたしまして、あわせて整備をしてみたいと考えているところでございます。今般先行取得いたします用地面積は、578平方メートルでございます。

次に、3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、資本的収入及び支出予算でございます。

収入では、資本的収入、借入金で、既定予定額7億9,482万3,000円から2,200万円を減じ7億7,282万3,000円とし、支出では、資本的支出、公有地取得事業費で、既定予定額7億6,782万3,000円に3,848万6,000円を増額し8億630万9,000円に、借入金償還金では、既定予定額5億円から5,991万8,000円を減額し4億4,008万2,000円とするものでございます。

それでは、1ページにお戻りください。

朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

平成17年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第1号）

（総則）

第1条 平成17年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量に、次の項目を追加する。

1. (仮)文化財保存活用センター整備事業用地取得

(収益的収入及び支出)

第3条 既定の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。

収益的収入 既定予定額5億69万9,000円、変更予定額0円、合計5億69万9,000円。収益的支出は、既定予定額5億77万9,000円、変更予定額0円、合計5億77万9,000円でございます。

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 既定の資本的支出の予定額を次のとおり変更する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4億7,356万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金 4億7,356万8,000円で補てんするものとする。)

資本的収入 既定予定額7億9,482万3,000円、変更予定額マイナスの2,200万円、合計7億7,282万3,000円。資本的支出 既定予定額12億6,782万3,000円、変更予定額マイナスの2,143万2,000円、合計12億4,639万1,000円。

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

平成17年11月1日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上、簡単ではございますが、報告第13号 平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)の報告についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中西和夫君) 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番(小野隆雄君) 二、三お聞きしたいと思います。

まず、法務局の敷地が生駒郡4町での共有物件ということで、その共有物件である他

町3町との、来年度に用地取得ということで先ほどの説明、今の課長の説明でも聞かせていただきましたが、それは無償と考えていいのかどうか。

それと、東側の民有地をとということで、今開発公社の変更ということで報告を受けております。少し確認したいんですが、13年当時に、当時の（仮称）総合福祉会館、その用地の候補で挙がっていたとこなんかどうか、その2点まず聞かせてください。

○議長（中西和夫君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 生駒郡4町の共有地でございます、これにつきましては有償で譲渡を受けるということに考えております。この金額につきましては、今般買収いたします東側隣接地と同単価でございます。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この土地につきましては、総合福祉会館を予定しておりました地域の南側のところでございますので、含まれておったということでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そしたら、他町3町には、来年度に直買いということで、斑鳩町が買う。先行取得は考えておられないということで理解してよろしいですね。

それと、なぜ私、あの土地は、13年当時の総合福祉会館の用地の候補じゃなかったのかということ聞かせていただきました。その場所であったということですが、当時、この土地の方はどうなんかわかりませんが、全体的に借地という計画がありまして、議会としても色々問題提起させていただいて、断念されたというそういう経緯がありますが、今回処分ということは買収に応じると。当時、そういう公共施設であるから何とか買うよという話がありましたが、結果的には面積的に小さいんじゃないかという議会からの話で断念された経緯があります。そのことについては、前回その土地については、やはり借地しかだめだと言われたのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 当時、借地という方向に進んでおったのは町の方針でございます、本人まで確かめたというようなことじゃなしに、ただこういう形で借地をお願いしたいということの了承は一定できたという経緯がございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 当時の話では、地権者は借地しかだめだと。この方の土地じゃなくてほかの土地が借地しかだめだというようなことも聞いてたんで、この方は、そした

らやめにしようと思われてたんでしょう。そのことはよろしいんですが、そしたら、他町3町のは、来年度に直買いというんですか、直接買われる。この事業は、先だつての担当常任委員会には、センター整備事業というのについては初めて報告されたように私は考えておるんですが、そうした中で、この施設整備は20年度にはということで計画されている。

法務局の統廃合につきましては、色々私は個人的にも町のやり方については不満があるんですが、色々担当課長とも相談しながら情報を流したことを逆手にとられた。私としては納得いかないことがたくさんあるんですが、そのことはさておいて、今回、あそこを文化財保存活用センター整備事業ということで図面もつくっておられます、こういう計画。そして、それは今から委員会でも色々議論していただく。

そして、それに必要な用地、隣接する土地所有者が土地処分の意向を示されております。これは、どういう形で示されておるのか、こちらから働きかけておるのか知りませんが、このことについて、今まで公営法に基づく開発公社による先行取得、これは住民にとってメリットがあったんです。昨今、そのこと自体が基本的に崩れとるんです。そのことは、皆さん十分おわかりだと思ふんです。欠損を出してまで入札に。それを承知でかけておられる。これは皆さん住民の税金なんです。そしたら、開発公社自体が存在意義がないというたらちょっと極論で語弊があると思いますが、そういう時点で、20年度中にはその施設整備を行う。まだ2年以上ある。そういう時に、開発公社で先行取得するということに対する意義が私はわからない。まだそういうことをやるんかなということで、全く理解に苦しむんですが、今変更をして、これは11月1日に理事会を開いて変更をされたんですか、その時にそういう議論をなぜしないんか。今買わなければいけない。そして、リスクがある。リスクといいましたのは、これ坪22万ぐらい。今、あの近辺で開発を盛んにされている。また、その土地の状況違うと思ふんですね、道路に接していること。その坪単価というのはご存じですか。全然格段と離れておる。それは、民間デベロッパーがやることやから、何もその値段で今買えと、買わしてもらえと、そういうことを私は言いません。だけど、そういうことの検討をされた上で今変更されたことを議会に報告されているのか。これまた、実際事業をする時に、この値段が、その土地がどんだけ値打ちがあるのか、そういうことも議会に報告せんならん。議会がまず責任とる。その点について、どのように考えておられるのか。

○議長（中西和夫君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 土地開発公社の先行取得ということでございます。特に本件の場合、いわゆる史跡藤ノ木古墳のガイダンススペースとしての整備を図っていくということからの用地の取得でございまして、これにつきましては、やはり財源を求めていくということも必要でございます。そういった中で、用地につきましても、財源を見込めるのが来年度以降になるということ。そういった中で、東側隣接者におかれましては、土地を売り払いたいという特にそういう意思を示されている中で、今回これを逃しますと取得出来ないという事態に陥りかねないということから、先行取得をさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 昨日、私は私の所属している建設水道常任委員会で大分厳しい話もして、道路用地買収について大分話をしてましたけど、それと今のことで、今私が話していることとは裏腹かもわかりません、確かにね。今買っておかなければだめだと、今課長のそういう認識なんですけど、そうしたところで、そしたらガイダンス施設としてあれを利用しようということは、前回か前々回の総務常任委員会で話が出たと。それも、統廃合される、あれがあいてくる。その後でガイダンス施設にしようということで、そういうことで国へも働きかけている。そういうことはお聞きしております。あのままの施設のままでガイダンス施設をするということは考えておられなかったんですか。先日の常任委員会でいただきましたけど、管理棟がぜひとも必要だと。ガイダンス施設。先ほどの色んな議論の中で、財政的に今逼迫した中で、こういう形のガイダンス施設にしていくんか、そういう議論をしっかりしてからやるべきであって、何も、そのガイダンス施設をするのは20年度です。こういうことで、その時その時のことでやっていってられるように私は思われて仕方ない。だから、そのことについてもしっかりとやっぱり認識を持ってやっていってほしい。意見として申し上げておきます。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ただいましておりますガイダンス施設につきましては、以前からも、藤ノ木のやっぱり貴重な資料を説明し、来場者に対して十分説明出来るように、こういうことで整備をする考えをいたしておりました。今も小野議員おっしゃっていただいておりますように、以前から法務局の跡地をそうした施設に変えてはということで、国とも協議をしましてまいりました。その国の方の了承を得たということで、進めさせていただきますところでございます。

内容につきましては、やはり国宝を地域で展示したいということがございました。そういう施設に整備していくということで、相当な設備が必要でございます。そうした内容の整備をするための必要面積というものが多く出てまいりましたことから、若干現況のままでは十分なガイダンス施設の整備が出来にくいということで、たまたま今回そうした隣接地にご協力願ったと。今、藤原課長も申しあげましたような状況で今回交渉させていただいて、そこでの作業場、あるいは修復等々の作業場を設置をしていく。また、町全体のそうした文化財の展示も出来るような展示場に、また観光客に町の案内、あるいは文化財の映像案内出来るようなそういう施設と、またあわせてその中で文化財の学習会を出来るようなそういう多目的の施設を、藤ノ木を中心とした斑鳩町の文化財の発信の基地として整備をしていきたいと、このように考えております。今、賜りました意見を十分配慮しながら計画を進めていきたいというように考えております。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） まず、今小野議員の質問と重複になるかも知りませんねんけども、生駒郡4町で持っておられる土地928.15平方メートルですね、18年度に買収すると、こういうことなんです、斑鳩も含めまして4町ですね、どのぐらいの額に皆なるのか、教えていただきたい。

それから、今日出ております578平米、3,848万6,000円ですね、確かにここは農地だと思うんです。この買われるところは宅地化になっていると思うんですけどね、あそこは市街化区域だと思うんです。宅地になるのも、そうお金はかからないと。その坪単価は幾らになっているのか。先ほどの答弁の中では、同じ額で購入すると、こういうお話だったと思うんです。なぜ4町共有の法務局跡地がこのぐらいの値、また横の土地が、先ほど小野議員がおっしゃっていますように、私も最近西里の方から相談を受けて、私の親戚になりますんで、健民グラウンドへ行く大きな道の横なんです。その金額が全然違うわけですね。あそこ何でこのくらい値段がね、町買うのに。町は、特に私は税金はかからないと思うんです。向こうは20%税金かけないけません。なぜこのぐらいの単価になったのか。単価をまず教えてください。今までの説明をまず教えてください。

ついでに、この3,848万の登記はいつで引き渡しはいつになるのか。3月末までは営業というんですか、あそこを使われるように私は聞いておったんですけども、それもあわせて聞かせていただきたい。

○議長（中西和夫君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） まず、1点目の質問でございますけれども、坪単価につきましては22万円でございます。これにつきましては、去る6月でございますが、同じ6メーター計画道路のところでの買収単価が22万、鑑定価格が22万ということで出ておりました。そういったことで、近傍ということでございますので、同じ単価を使わせていただいたということでございます。

したがいまして、生駒郡の各、三郷町、平群町、安堵町でございますが、それぞれ持ち分は5分の1でございます、合計合わせましておよそ3、200万円のお支払いをするという予定をしております。

それから、登記の件でございますけれども、まだ現在は契約には至っておりません。ただいま税務協議等の手続を進めておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 単価の方については、今説明を受けましたんで、ある程度は理解は出来ますけれども、私はどうも高いように思う。特に建物建ってある、その建物を利用されると思うんですがね、買う時には別にその建物うちはそのまま利用するねやということには、何も話を持っていく必要ないと思うんです。なぜこういう金額を、高く買わなくてはいけないのか。相手国でっしゃろ、これ。とりあえず私はこの件については、余りにも交渉の誠意がなさ過ぎると、私はこう思います。

個人の土地については、確かに先ほど説明あったように、皆同じです。私も皆さんにも申し上げてますように、その方の都合で今欲しいんやと、今売りたいんやと。その時に買わんと、これは日がたつと、もう結構ですと。仮にこれをよそのところへ売られると大変になりますんで、その事情はよくわかるんですが、町の方については、私はどうもこの金額は納得出来ない金額、かように思います。

それと、これ両方足しても1,506.15平米ですね。これで町が総務委員会で説明されているような施設が出来るんかどうか。

それから、私は前から、やはりあの藤ノ木古墳の近くでやはりこういう施設をやり、来られた方もすぐにその近くでまた現物も見てもらうところでやる。また、憩いの場として、ここに資料、この間の資料でもらってますこの赤いところだけが史跡の指定を受けておられるようですが、私は、その北側というんですか、そこらもまだまだ農地があるわけなんです。説明では、「日本はもとより世界的視野におきましても、貴重な文

化財であります法隆寺や史跡藤ノ木古墳をはじめとする文化財の活用を図ると共に、その一方で『歴史と文化が暮らしの中に息づく新斑鳩の里』を掲げます、斑鳩町のまちづくりの拠点施設として活用を図り」、こういう説明をされているわけなんです。やはりここまで考えていただいているんなら、なぜもう少し大きな気持ちでやってもらえないのか。法隆寺の西里の方にもお話をされているようですけども、仮に今の藤ノ木古墳があるところへ持っていった場合と、今のところと、「生活環境、あるいは交通安全上余り好ましくないと考えられるところから」とおっしゃってるわけなんです。どこに生活環境、あるいは交通安全上好ましくないところがあるんか、町の考え方を示してください。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この藤ノ木古墳のガイダンス施設の整備でございますが、藤ノ木の整備につきましては、一番当初整備計画の中では、藤ノ木古墳の今の指定位置から北西の方に向けて整備をすると、こういうことで計画をさせていただいております。しかし、今日まで色んな検討委員会の中で、施設の整備についてお諮りさせていただいてまいりました。なかなかそうした中で、非常に広大になっていくということと、もう一つは、周辺の土地の買収が、この指定地内の買収につきましても相当数年数もかかっておりまして、今後そうした拡大をしていくにおいても非常に用地確保が困難な状況でございます。そうしたことから、まず藤ノ木古墳のその指定地内の整備をまず早急にやると、こういうことで今整備にかかっているわけでございます。

そして、その中で、やはりガイダンス施設というのは、一つの学習の場といいますか、そういうもので、整備の中に条件づけられておりますことから、今議員もおっしゃっていただいているように、出来るだけ近くで、これはそのとおりだということを思います。

しかし、以前からも申し上げておりましたように、やはりその周辺でそうしたガイダンス施設を出来ないかということも検討をしまして、文化庁とも色々協議いたしまして、この役場周辺、あるいはその近隣で整備が可能だということをご了解をいただきました。そうした中で、たまたま法務局の方の移転が挙がってまいりまして、町としてもこれを有効に活用させていただくことが、建物的にもやはりまだまだ十分いけますし、中の改造についても、書庫というのが、倉庫がありますので、それを活用して、やっぱり国宝を展示するスペース、外部からの侵入を禁止する、そうしたことからすれば、この書庫を国宝等の展示するスペースに転用をしていくことがいいのではないかと。

そしてまた、事務所のありましたところについては、映像ホールといいます、町長が提案の中で申し上げておりますように、映像による町内の案内、あるいは出土遺物の映像の紹介、今いかるがホールの方でテレビで行っておりますが、ああいったものを報道し、来館者にその理解を得ていくということも考えております。

それとあわせて、そこで、先ほども申し上げましたように、斑鳩町へ来られました方々が文化財について学習をしたいと、そういう場合の学習の場としても利用出来るように多目的なホールとして活用をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、情報コーナー、これは奈良県下の文化財の情報について検索し、あるいはまた資料等を見ていただけるような場所にしてはということで、法務局側の建物の活用を考えております。

それから、今回購入させていただきました土地の上には、管理棟ということで、そこに事務所、あるいは作業所、これは先ほど言いましたように、出土遺物の修復等々を実施していくというふうに思っております。その中に収蔵庫というのがございます。これは、斑鳩町で出土いたしました貴重な遺物をここで集中的に保管をさせていただくというふうに考えております。（「議長、時間がないので、その説明は結構です。ここに資料ももろうてますしね。」と吉川議員述べ）

はい。それで、あと交通安全上の問題でございますが、これは以前からも藤ノ木の周辺に駐車場をというご要望をいただいております。そうした中で、色々やはり周辺の自治会等の協議、あるいは相談、意見を聞く中で、やはり車の多く入ってくることにについては、交通安全上地域の環境が害されると、こういうこともございます。

そうしたことから、当初は計画いたしましたのは、町営駐車場から法隆寺を見学して西里を通って藤ノ木古墳を回っていただく、こういった動線を考えておりました。そのために藤ノ木線を整備させていただいているところでございます。それを今回は、今の文化財活用センターにまで足を延ばさせていただいて駐車場に帰っていただく、こういった斑鳩町の藤ノ木見学の動線を想定いたしております。案内については、それはまた案内板等々で観光客に案内をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 交通安全の関係も、的確に答えてもろうてないわけや。さきに教育長がおっしゃったところが安全なのか、今遠なってこっち側行った方が安全なのか、

全然私は考えてもらってないと思う。西里地区の住民の意向も聞いているとおっしゃるけども、どの範囲聞いておられるのか。何もこの件に限らず、いや、地元は行ってますけどもこうこうです。そんな1回、2遍行って何でもなるんやったら、そんな結構な話ないやん。それはやっぱり根気よく町の実情もお願いし、訴え、そして私は努力すべきだと。教育長の言葉をとらまえて申しわけないですけども、やっぱり近くならええと教育長も今でも思うてはると思います。このことは、たくさんの方がそういう考え方を持っておられるわけです。出来るだけ町民の、住民の声を反映していきたい、いつもおっしゃってますやんか。ただ、今、たまたま法務局がなくなって、そこへその話されるのわからんではないですけども、もうちょっと考えて、やっぱり斑鳩町の文化財の活用の拠点として何とかしていこうと、こんなありがたい提案をしてもらうてるわけですよ。一旦やってしまうと、そんなんそう簡単に変えられませんな。

私が思うのに、先ほどの金額でそれはどう思っておられるかわかりませんが、あの金額やったら私はあの上の方で協力願えるんじゃないかと。それは、こぐちの道はわかりませんよ、道に面してあるところは。昨日の建設委員会でも申し上げてます、藤ノ木古墳のカラー舗装しているところもそうでっしょ。みんな自分ら思っていることとやることが違うわけですが。皆後退してるわけ。

私はもっと、やっぱり口で言うんやなしに、やっぱりそれを一つでもその目的に向かって近づけていく努力を私はもっとしてほしいと思うんです。何ぼ口でええことを私らに答弁してもらってても、やることがそれに反したことであったら、これから仮に町の方から提案された場合でも、ついていけませんやんか。

これ以上、私も委員会に属しておりませんので、委員会で審議していただいておりますんで、やっぱり委員会の意見を私尊重したいと思っておりますけれども、私はもう少し、これに限らず、積極的な、またいつもおっしゃっている、斑鳩町にふさわしいとおっしゃってる。先ほど読み上げたことも、委員会でおっしゃっているわけですよ。そこまで思うてくれてはんねやったら、やっぱりそれに向かって私は最大の努力をすべきだと。

もう時間も過ぎてますんで、私はこれ以上申し上げません。答弁も結構です。しかし、私はこの件については、失礼ですけども、退場させていただきます。

終わります。

○議長（中西和夫君） ほか。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この事業につきまして、やはり大変な金額がかかる事業です

ので、この事業の、補助事業であるのなら、補助が出る状況があるのなら、補助率であるとか、補助方法ですね、補助金制度というふうになっているのか、交付税算入になっているのか、そういった事業の採択という形でやっておられるのか。この国の了承を得たということが、それらのどういう意味としてとらえたらいいのかということと、もう1点につきましては、この文化財保存活用センター、今の時代ですね、こうやってお金をかけて設備をしていくことにつきまして、十分色々協議をした上で施設をつくる、そしてまた運営をしていくということが大事になると思うんですが、これらについては、藤ノ木古墳整備検討委員会などがこういったところにかかわってきていただけるのかどうか、それとも単に議会の担当常任委員会で相談だけするということになるのか、その辺の考え方もあわせてちょっとお示しをしておいていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これにつきましては、補助金でございますが、国土交通省の所管のまちづくり交付金を活用したい、こういうふうに思っています。これにつきましては、色々施設の中身によって補助率が変わってまいりまして、最大40%ぐらいまでは対象になるというふうに聞いております。あと、施設によって違いますから、20から40%の間で補助金をいただけるという説明を受けております。

それから、整備につきましては、当然藤ノ木古墳整備検討委員会でもこの原案をお諮りさせていただいて、ご了解を得たいというふうに思っております。専門家が見た中で文化財の国宝が展示出来るスペースについて十分そうしたご意見を賜りながら、国から安心して国宝の遺物がここで展示出来るような施設にすべきというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） まず、単価の面なんですけども、議員さんも色々おっしゃっていただいたんで、私も高いと思います。都市部では値上がりしているように思いますけど、斑鳩ではまだ値上がりはしてないと思うんですけど、まず路線価幾らですか。それと、鑑定価格は22万ということでしたけれども、その路線価との乖離はないんですか。

それと、吉川議員特におっしゃいましたけど、私この間の総務常任委員会に傍聴しておりましたんですけども、この法務局撤退された跡に藤ノ木古墳資料館をつくるというガイドラインは以前からも聞かされておりました。でも、堯川議員おっしゃるように、私も、まずiセンターで観光バスを降りられて、それで法隆寺を見られて、西里街道を

西へ来られて藤ノ木古墳を見られて、その藤ノ木古墳の周り、横当たりにこの資料館があったら一番動線的にいいかなという考えでございました。

しかし、もう今は、法務局を買収する、また隣地も買収するというので、この間の傍聴をしてました総務常任委員会の傍聴席でも、あれ、総務常任委員会とは十分審議されてないかなと。総務常任委員の中には、あの図面を見せられて、えっ、これ法務局、もう資料館図面もかいておるやんかと、隣地買収されるのどのラインやというような質問もありましたですけども、やっぱり所管の総務常任委員会と十分審議されて、また先ほど言いましたように、外国人並びに県外からの観光客を受け入れる時に、動線的にもっとよく考えられた上で、私は資料館としては藤ノ木古墳の内容だけじゃなしに、駒塚古墳とか色々古墳群が斑鳩町に点在しておりますので、そういった資料も取りそろえてという希望が以前からあったんですけど、冒頭の小城町長の提出議案の中では、藤ノ木古墳の学習資料館としてということでありましたけども、以上2点につきまして、私も堯川議員と同じく、値段に対してはどうも不満であるし、藤ノ木古墳資料館ガイド設備としての位置的な問題で非常に合点がいきませんということだけを申し上げておきます。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 藤ノ木古墳の関係等について、史跡地をするために1軒の関係等についてかなり時間がかかったというのは、用地等が非常に高いわけですね。最終的に約40万ぐらいかかっておりますから、そして代替地の関係のとも平米12万で買わせていただいておりますから、あの周辺で史跡買い上げではかなり高く国の方の関係等について買い上げてまいってますから、それをやっぱり皆さん方は、一つの例が出来てますから、そういう基本の中で、今現在のこの路線価の関係等、また鑑定価格よりもまだ逆に22万というのは、私は非常に適当な値段で買えたなと思ってます。藤ノ木周辺の関係等については、一応値段が出てますから、皆さん買っておられる方々、今、小野議員がおっしゃったように、福祉会館そのものについても、最初から買い上げていこうという中で、やっぱり坪40万ぐらいになるんだったら借り上げていこうということに考えたことございますし、そういう点では藤ノ木の史跡地で購入してますし、史跡地の中の1軒の関係等についても金額出てますし、また代替地についても金額出てますから、そういうことを十二分に考えながら、高い安いというよりも一つの方向が出てますので、そこらをひとつやっぱり検討しながら町としても慎重に対応してきたということがございます。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この施設については、国宝だけではなしに、今、浦野議員がおっしゃったように、やはり町内から出てまいります遺物等について、特別展をしない時期についてはそうしたものを展示していくようにいたしているところでございます。

それから、総務委員会にも十分説明をせよということでございます。今回、この件については、以前からは、周辺でガイダンス施設をつくるということで、場所等については確定はいたしておらなかったことでございます。今回そうした法務局の整理が、各町との協議も終わって、あるいは文化庁との協議も終わった段階で総務委員会に出させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 路線価でございますけれども、6万1,500円でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） もう質問しやんと出ていこうと思うててんけど、今の町長の答弁ひっかかるんですよ。私も議長してた時に、藤ノ木検討委員会に、13年、14年の時に、その当時の色んな計画からどんどんどんどん小さくなってくる。その当時確かに、今、町長おっしゃるように、その周辺の土地買収が難しい。当時はやっぱり値段も色々あったという。今、それらを藤ノ木検討委員会で、あれだけの縮小した墳丘だけの整備に努めるということに決定されてる、そのことはそんでよろしいです。それで、その中で、法務局の統廃合に基づいてあいてくる。そのことについて、その部分をするということは、あれだけの大きさに増築してまでやるということについて、私は言いたいのは、総務常任委員会で色々議論された上なんですかと聞いておるんです。多分違うと思う。この前に初めて説明された。今、浦野議員がおっしゃったとおりです。管理棟てどこや。初めて見せてはる。その上で先行取得ということが生じているから、これはおかしいんじゃないか、はっきり申し上げておきます。

それと、先ほど各3町についての同じ値段ということについては、もう啞然としている。そんな買い方というのは、全く企業感覚なしと。今の相場というものを、やっぱり重点に置かないかん。だから、そういう一貫性がないから、こういうもんはおかしい。そして、今、土地開発公社の意義もない状態なんです。土地は値上がりするんじゃない、下がっていったんです。まあ横ばいと。そして、今買っておかなければと課長は答弁さ

れたけども、まあええかなと。必ずそこが必要かということの議論がまだ出来てないでしょう。それを皆さんが言うとする。総務常任委員会で、ここまで、この管理棟まで必要ですよという、そういうことをされたんですかと聞いとる。私ら総務常任委員会に入っていない。

だから、あそこをそのままの状態を使うということについては聞いてます。そのままの状態というか、あそこをそういう具合に払い下げを受けた。これも有償ですよ。当然町長は、当時の法務副大臣に無償でというような嘆願も出しておられますけど、こんな当たり前、絶対にならない。行政財産、それは法務省へそういうことで行ったら話は出来る。法務副大臣やったらそういうことを言うたら出来るのかもわからん。普通財産、財務省へ行かんならん。国の財産。誰が無償で渡してくれますか。

そのことと、各3町に対して申しわけないけど、同じ値段で今交渉されてる。なぜそんな値段で交渉していくのか。今まで、あの持ち分については、前の土地、前の法務局があった位置、その時に4分1でしたから、全体の部分の中のその面積を割って、その部分について同じように4分の1ずつの共有。残りの面積は斑鳩町が購入、買ったんです。だから、最初に法務局がこちらへ来てあった時の4町の共有である、そういう経緯とかね、どういう具合に4町での共有になったのか、そういうことを全部整理したら、私は隣で今拡張する部分の農地と同じ値段で買うというのは、全然それは問題外だと。結局、社会的常識からかけ離れた交渉やと思うんです。

その時になったらまた色々意見を言わせてもらおうと思いましたが、今、こういう話になってくると、そのことで話を持っていかれるんだったら、今の開発公社の事業計画、私はもう絶対反対したい。どういう具合にしたら反対出来るのかというのはわかりませんが、そういうのを、11月1日に理事会でも開かれたのかと思うけどね、理事の中で一言もそういう意見が出てないのか、全く情けない、このように思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 総務委員会に説明してないということでございますが、9月の16日の総務委員会でそうした法務局のガイダンス施設の払い下げが整ったということとあわせまして、この施設では整備する施設が不足すると、こういうことで、駐車場及び展示物の収蔵庫、あるいは事務所等について隣地の土地を買収させていただいて、それを法務局の跡地と一体で整備をしていきたいということを総務委員会の方でご報告させていただいているところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そしたら、私が聞いてなかっただけのことで、それは申しわけないと思いますが、そしたら、総務常任委員会でそれを了ということできちっとした返事があったのかどうか。まだ、この前の傍聴させていただいた時に、先ほど浦野議員が質問してたとおり、どの線だと、管理棟とはどういうもんだとか、そういう質問もあったでしょう。私もその時に傍聴していたから、あっ、これは今初めて皆さんに説明したのかな、そのように思うただけですので、その点きちっと、議会もそこまでのことでした承しているということによって、今先行取得をしようということ、今教育長はおっしゃっていると思うんやけど、そしたらなぜ20年、3年先ですやん、やるのはね。そしたら、今、先行取得するんですか。開発公社はなぜ今先行取得するのか。まして、13年の時は、借地ということでは、買収は出来ないという話、あの土地。だから、もうちょっとそれは色んな考え方も出来ると思う。

それと、あちこちいくようですけど、あくまでも生駒郡3町の土地についての、これは法務局が、国が使用してたんです。だから、その使用料等についても、当然各3町は配分というか、それを受けてたと思うんですが、その点も私はわかりません。そういう土地ですから、何も同じ単価で買うとか、そういう方向でやっていくんだったらおかしい。これは、今の開発公社の事業計画の変更の報告だけですので、私はもうこれでやめますけどね、しっかりと議論させてもらいたい、このように思います。

（「議長、退席をお願いします。」と吉川議員述べ）

○議長（中西和夫君） これ、退席してもろうたら、これは単なる報告だけですんで。

（「はい、わかっています。」と吉川議員述べ）

（浦野議員、吉川議員退席）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第13号 平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）の報告についてを終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成17年第6回町議会臨時会の閉会に当たり、一言あいさつを申し上げます。

本日は早朝よりご参集を賜りありがとうございます。このたびの臨時会には、特別

職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをはじめ6議案を提出いたしましたところ、議員皆様には、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に厚くお礼を申し上げます。諸事業、諸施策の展開に当たっては、精一杯努力してまいる所存でありますので、議員皆様方には、今後ともより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもちまして、平成17年度第6回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後0時39分 閉会）